

# 飛躍

令和 2年 4月 8日  
生徒指導部通信 No.49

## 生徒心得の改訂について

令和2年度、「携帯電話使用心得」、「日課表」、「写真部の廃部」などの変更点に合わせて、生徒心得の一部を改訂します。昨年度末に実施した「携帯電話使用心得」の移行期間にトラブルや苦情が多発するような状況はありませんでした。引き続き、「責任と自覚」ある行動を全員が継続してくれることを願っています。

また、今回の改訂に合わせて、漢字などに読みがなをつけ、サイズも A4 判になります。「明日へ STEP ノート」と一緒にファイルにとじて保管・活用してください。

改訂1 p.5【※以下の2 校内生活の心得の一部分を削除する】

### 2-3 けいたいでんわ 携帯電話

こうない けいたいでんわ しょう  
校内では携帯電話を使用しない。

(1) けいたいでんわ こうないおよ とうげこうちゅう しょう げんそく きんし  
携帯電話は、校内及び登下校中での使用を原則として禁止します。

### 2-4 せいそう 清掃

すす び か かつどう つと  
進んで美化活動に努める。

(1) こうしゃないがい せいそう げんそく げつ か すい きん おこな ちようききゆうぎよう ぜんご おおそうじ おこな  
校舎内外の清掃は、原則として月・水・金に行います。また、長期休業の前後に大掃除を行います。

改訂2 p.24【※以下の「バス通学についての心得」の 部分を加筆・訂正、——部分を削除する】

### 1. てい なら バス停に並ぶとき

⑥ ~~携帯電話は使用しないこと。~~

### 2. の バスに乗っているとき

③ しゃない けいたいでんわ しょう まも  
車内で携帯電話を使用するときはルールやマナーを守ること。使~~つ~~て話したりメールをし  
たりしないこと。

④ かた せき など  
高齢者・妊娠中の方・座席を必要とされている方へ席をゆずる等、マナーを守り乗車する  
こと。

⑤ ~~携帯電話は使用しないこと。~~

### 3. お バスを降りるとき

④ ~~携帯電話は使用しないこと。~~

## 1 部活動代表顧問会

本校部活動における活動方針及び諸活動に関する事項については、「部活動代表顧問会」（以下「顧問会」という）を置き、これが決定し、校長の承認を得るものとする。尚、顧問会は「サッカー部」「陸上競技部」「バスケットボール部」「ウォーキング部」「ダンス部」「男子バレーボール部」「音楽部」「美術部」「家庭科部」「鉄道部」「写真部」の代表顧問で組織し、顧問会の長は互選により決定する。問題が発生した場合等は、生徒指導部、顧問会の長が臨時の顧問会を招集する。

※その他の規約内の「写真部」の記載はすべて削除。

## 9 活動日・時間

活動日は月・火・水・金の週3日とし、活動時間は原則として15時50分～16時50分までとする。短縮日課（6時間授業）の日は、14時50分～15時50分とする。成績交換日2日前から3日間及び指導者不在での活動は、行わない。

## ~~13 短縮日課時の練習について~~

~~短縮日課の日は、部活動を行わないものとする。短縮日課最終日より部活動を再開する。~~

## 16 附則

この規約は、平成20年4月1日より施行する。

平成21年3月9日に一部改正し、平成21年4月1日より適用する。

平成22年6月22日に一部改正し、平成22年7月1日より適用する。

平成24年2月23日に一部改正し、平成24年3月1日より適用する。

平成25年2月14日に一部改正し、平成25年4月1日より適用する。

平成27年2月26日に一部改正し、平成27年4月1日より適用する。

令和2年3月5日に一部改正し、令和2年4月1日より適用する。

その他

・生徒心得の配布について

【新2・3年生】 令和2年4月8日(水)

【新入生】 令和2年4月9日(木)